

山形県規則第71号

山形県主要農作物種子条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県主要農作物種子条例（平成30年10月県条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定種子生産ほ場等の指定)

第2条 条例第6条第2項の規定により同条第1項の規定による指定を受けようとする者及び条例第9条第4項において準用する条例第6条第2項の規定により条例第9条第3項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 稲又は大豆の種子又は原種若しくは原原種を生産しようとする者 毎年4月30日

(2) 大麦、はだか麦又は小麦の種子又は原種若しくは原原種を生産しようとする者 毎年9月30日

2 知事は、条例第6条第1項又は条例第9条第3項の規定による指定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第7条第7項（条例第9条第4項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記様式第2号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
様式第1号

指定種子生産ほ場（指定原種ほ場、指定原原種ほ場）指定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)

下記のとおり指定種子生産ほ場（指定原種ほ場、指定原原種ほ場）の指定を受けたいので、山形県主要農作物種子条例第6条第2項（第9条第4項において準用する第6条第2項）の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積、当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子（原種、原原種）の種類及び品種の名称並びに生産予定数量

番号	区分	種類	品種	ほ場の所在地	ほ場の面積 (a)	生産予定数量 (kg)

- (注) 1 「区分」欄には、一般種子、原種又は原原種のいずれかを記載すること。
2 「種類」欄には、稲うるち、稲もち、大麦、はだか麦、小麦又は大豆のいずれかを記載すること。
3 「ほ場の所在地」欄は、番地まで記載すること。
4 「ほ場の面積」欄は、実測面積を記載すること。

- 2 農業経営の規模
3 主要農作物の採種に関する経験
4 主要農作物の採種のために利用する施設及び機械
5 その他

備考

- 1 申請書は2部提出すること。
2 「1 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積、当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子（原種、原原種）の種類及び品種の名称並びに生産予定数量」に掲げる事項は、ほ場1筆ごとに記載すること。
3 「3 主要農作物の採種に関する経験」については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあつては、採種に係る主要農作物の種類、採種の回数及び場所を記載すること。
4 「5 その他」には、申請者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名及び委託条件を記載すること。

様式第2号

(表)

第 号	身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は、山形県主要農作物種子条例（平成30年10月県条例第58号）第7条第4項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日発行		
山形県知事		

9センチメートル

5.5センチメートル

(裏)

山形県主要農作物種子条例（抜粋）

(審査)

第7条 前条第1項の規定により指定した指定種子生産ほ場（以下「指定種子生産ほ場」という。）の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場については場審査（知事が、指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、第5項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査（知事が、指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。以下同じ。）を受けなければならない。

3 一略—

4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員をして、審査をさせることができる。

5及び6 一略—

7 第4項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(原種等の生産)

第9条 一略—

2 一略—

3 知事は、第1項の規定により原種等の生産を行うほか、知事以外の者が経営するほ場において、原種等が適正かつ確実に生産されると認める場合は、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

4 第6条第2項の規定は前項の規定による指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。